

平成27年度事業計画

我が国経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響、輸入物価の上昇、更には消費税率引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いつかず、個人消費等に弱さがみられ、実質国内総生産成長率は低水準となっている。

京都府内の景気動向は、生産の一部で持ち直し、雇用はこのところ横ばい傾向で推移し、個人消費は持ち直しつつあり、全体としては緩やかな回復基調であるとしている。

政府の平成27年度の経済見通しは、政府の一体的な経済政策の取り組みにより景気回復が見込まれるとし、当面弱さが残るものの、雇用・所得の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあり緩やかに回復していくことが期待されるとしている。

一方京都府内の平成27年の経済見通しは、各種経済動向調査などからは、先行きについては、政府の一体的な経済対策の取り組み効果などを背景に京都経済が回復に向かうことが期待されているが、消費税率の引き上げの影響、円安進行による原材料費や燃料費の高騰等により中小零細企業にとって厳しい経営環境が続くことが想定され、今後の景気動向を注意深く見守る必要があります。

このような経済情勢のもと、当センターは、京都府内の中小企業の振興に寄与するため、公益目的事業と位置づけている中小企業人材養成事業及び郷土物産促進事業の強化を図り、中小企業を取り巻く経営環境に対応するために、中小企業の経営、事業活動などにおいて求められる専門的知識の普及や人材を育成するための研修会、セミナー等を積極的に実施するとともに、京都物産の普及、宣伝に努めることとする。

また、京都府中小企業会館の利活用の増進を図るため、リニューアルしたホームページの情報発信や利用しやすく安全でかつ快適な施設として利用に供することができるよう、サービス向上や適切な建物・設備の改修及び更新並びに保守管理を行っていくこととする。

平成27年度の主な事業計画は、次のとおりとする。

1 会議等の開催

(1) 正副理事長会	必要に応じ開催
(2) 理事会	3回開催
(3) 評議員会	2回開催
(4) 監事監査・調査	適宜実施

- (1) 自主事業 …… 中小企業の中堅管理者及び実務担当者を対象とした ISO 9001・2008 に関する「内部監査員養成講座」を開催する。
- (2) 共催事業 …… 環境、エネルギー、IT、医療、省エネ等イノベーションが活発な分野での取組、製品等の安全性、人材の育成、事業承継等中小企業を取り巻く諸問題をテーマにした研修会、セミナー等を中小企業団体、中小企業関係団体等と共催して実施する。

6 防火・防災対策等の実施

当会館は不特定多数の多くの方々を利用される施設であるため、消防法に基づく消防計画により、火気管理、消防用設備の点検を行うとともに、近い将来発生が予想される東南海、南海地震などの大規模地震に備え、身の安全を守るための訓練や講習会等を実施することとする。

さらに、建築基準法に基づく建築設備・昇降機の点検を行うとともに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃等を行うこととする。

7 駐車場の管理運営

車の入出庫に際し、親切な誘導に努めるとともに、人と車の安全と事故や危険防止に努めることとする。また、立体駐車場については、警備員による安全な運転を確保するとともに、リフトトラバースーについては、定期点検の実施や適切なメンテナンスに努めることとする。

8 郷土物産促進事業の実施

郷土物産促進事業は、公益目的事業として位置づけ、公益目的支出計画の対象となることから、リニューアルしたホームページで京都府内製品の紹介と普及促進を積極的に行うこととし、郷土物産コーナーにおいて、京都府内の伝統産品や地場産品展示を増設し、即売会の開催やリーフレットを配架することなどにより、京都物産品の紹介と展示品の頒布を行うこととする。

9 京都経済センター（仮称）に係る情報収集

京都経済の新たな拠点として、京都府、京都市、京都商工会議所等 6 団体が、京都産業会館を京都経済センター（仮称）として建て替える方向で基本合意がされ、整備計画が策定されているところである。

そのような中で、当会館は建築 40 年経過し、老朽化、耐震化問題などが早期に解決を図らなければならない課題となっており、京都経済センター（仮称）に係る情報を京都府からいただくよう要請するとともに、それに対する当センターの取組むべく課題を整理し、対応していくこととする。

10 その他の事業

- (1) 新春賀詞交歓会を例年どおり実施することとする。

日 時 平成28年1月8日（金） 午後5時から
場 所 会館2階大ホール

- (2) 節電対策の実施

夏季及び冬季においては、電力の供給不足による節電要請が予想されることから、空調については、入居団体の執務室のエアコンを省エネ制御し運行することとする。

また、節電期間中は、空調の適切な温度管理、共用部分の照明を部分点灯するとともに、照明の点灯時間の削減、パソコン・プリンターなどのOA機器の使用削減や省エネモードの設定を行うなど、総じて節電行動を行うこととする。

- (3) 入居団体役職員の定期健康診断を例年どおり実施することとする。

- (4) その他

日常的な会館の管理運営に関し、入居団体との業務連絡会を開催するなどして、円滑な事業運営を行うこととする。